

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0722)

本審議会 第436回

令和2年7月31日 公開

開催日時	令和2年7月31日(金)	14時00分～15時00分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 群馬県最低賃金専門部会の審議状況(中間報告)について 2. 中央最低賃金審議会の日安答申の伝達について 3. 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について 		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日のご出席の委員は、公益代表委員5名・労働者代表委員5名・使用者代表委員5名の合計15名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>なお、後日議事録を作成いたします際、ご発言をなされた委員全員の方に内容確認をさせていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ただ今より、第436回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p>

<p>会長</p>	<p>議事進行につきましては、■■■■会長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは最初に、審議会運営規程第7条に基づき、議事録署名人を決めさせていただきたいと思えます。 公益は私、■■■■がいたしますが、労働者側委員はどなたがなさいますか。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>私、■■■■が行います。</p>
<p>会長</p>	<p>■■■■委員よろしくお願ひします。 使用者側委員はいかがでしょう。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>私、■■■■が行います。</p>
<p>会長</p>	<p>■■■■委員よろしくお願ひいたします。 それでは会議次第に従いまして進めます。 次第2の「意見陳述」を実施いたします。 意見陳述は3団体が行います。各団体の持ち時間は5分となっておりますので、時間厳守でお願いいたします。 それでは、「意見陳述」を始めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>陳述をされる方を、順にお呼びいたします。 陳述が終わりましたら元の席にお戻り下さい。 初めに、■■■■の、■■■■さんです。 陳述をお願いいたします。</p>
<p>■■■■陳述人</p>	<p>私は、群馬県内の自治体の非正規職員や公務公共関係で働く労働者で組織しています■■■■の■■■■です。本日は意見陳述の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。</p> <p>コロナウイルス感染症拡大による経済危機は、アベノミクスにより大企業の利益を優先し、労働者や中小企業を無視した政策により、日本経済の基盤を衰弱させていたことが被害を大きくしたと思います。今求められているのは、大企業・富裕層優先を改め、経済の循環を国民全体に広げることであり、それには雇用の安定を図り、最低賃金を引き上げ、中小企業への大幅な財政支出などによる、地域循環型経済を確立することです。</p> <p>コロナウイルスにより、小中学校が休校となり、給食関係者など</p>

休業となり、休業補償は6割となりましたけれども、ある自治体では群馬最低賃金額835円を支給することになり、最低賃金の重要性を認識しました。学童保育は、朝からの長時間保育を強いられ、感染症対応に気を遣いながら、低賃金にも関わらず頑張ってきました。

自治体非正規職員の賃金は、2019年の県内全自治体の調査によると、群馬県最低賃金835円に対して、一番低い職種は、時給835円1町1村、続いて840円台3市5町、850円が10自治体と最低賃金に近い状況であり、900円台は7自治体しかありません。これが自治体非正規職員の低賃金の実態です。最低賃金の引き上げにより、非正規職員の賃金は連動する形で改定されているのが実状です。

現行の最低賃金では、8時間働けば普通に暮らせる賃金、ダブルワークをせずに暮らせる賃金とはなりません。また、最低生計費調査結果で全国どこでも大差はなく、時給1,500円、月額24万円は必要であり、地域別最低賃金のような格差はありません。

現行制度では、地方格差は拡大するばかりであり、格差是正と全国一律最低賃金制の確立を早急にお願いします。

今年は、中賃では、コロナウイルス禍で現行水準を維持することが適当、と目安は示さず、審議に際して、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ審議を、と付記されました。

地域別最低賃金の大幅な引き上げなくして、県内のワーキング・プア脱却と地域の景気回復はあり得ません。地域経済を支える中小企業や小規模事業者にも、最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を行うことが必要です。

私たちはコロナウイルス禍だからこそ、最低賃金を大幅に引き上げて、地方間格差の是正を強く求めます。

最後に、審議会の透明性を高めるために、専門部会の公開を実現して下さい。

以上です。

よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

次は、[]の[]さんです。

陳述を始めてください。

[] 陳述人

[]の[]であります。

日頃、労働者の賃金改善に向けて、群馬地方最低賃金審議会の委員各位がご尽力されていることに、まずもって敬意を表するところであります。また、このように意見陳述を出来るようにご配慮いただきました委員各位に感謝を申し上げる次第であります。

2020年群馬地方最低賃金改定作業にあたり、最低賃金法の目的に依拠した審議と、最低賃金の抜本的な引上げを求めて、意見を申し上げるものであります。

1. コロナ禍を理由に低賃金に甘んじられてはいられません。

去る6月26日に開催された中央最低賃金審議会で、加藤厚生労働大臣は、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮して検討する」と審議会に求め、賃金抑制をするよう注文を付けたと聞いています。新型コロナ感染を根拠に国民に低賃金を押し付けようというものであります。また、日本の最低賃金は世界からみても極めて低い水準であり、多くの国際機関からも指摘されていることには全く触れていません。いわゆる先進諸国の最低賃金は、全国一律1,000～1,400円で月額20万円ベースに到達をしています。一方、日本は719～1,013円で12万～17万円と、地域で大きな格差が生じています。

2. 2010年政労使合意を可及的速やかに実行してください。

毎年発言させていただいていますが、議論の前提に置かなくてはならないことがあります。それは、2010年政労使合意です。

「早期に800円にし、全国平均1,000円を目指す」とし、到達年度は2020年、今年です。これは、国民に対して約束した合意文書です。安倍首相をして、「最低賃金を、全国平均1,000円を目指す」とした最賃引上げ構想は、1年につき3%ずつ引き上げるというロードマップです。その計画で実行すると、到達年は2026年になってしまいます。これでは、労働者は、そんな先まで待ってはいられません。一刻も早く、大幅に最低賃金を引き上げてください。

3. 全国一律最低賃金制度を確立して、地域間格差をなくしてください。

現在、最低賃金の関東最下位群馬県835円と、トップの東京都1,013円との差は178円もあります。隣接する埼玉県926円とは91円の差があります。栃木県853円とは18円の差があります。これは東京都で10か月、埼玉県で11か月働けば、群馬の年収を確保できる計算になります。同一労働・同一賃金という原則に照らし合わせれば、大きな矛盾・ねじれが生じていることになります。先進国の多くは、地域別最賃ではなく、全国一律最低賃金制度を導入しています。

この最低賃金の地域間格差によって、労働力人口流出現象が起きている統計調査もあります。また、私どもの上部組織全労連の調査では、どこに住んでいようが月額ベースで約23万円前後で、時給ベースで1,500円が必要であるという調査結果が出ています。北海道から沖縄まで時給ベース1,500円で統一すれば、最低賃金の抱えている課題は一举に解決できると確信しています。

また、群馬県内の労働者の労働時間が都道府県別では、一番長いと聞いています。賃金明細書を見ると、「基本給」だけでは最賃割れをしてしまうケースを多く見受けられています。このことは、残業しないと生活できる賃金が確保できていないという証拠でもあります。私どもの組合に寄せられる争議案件は、パワハラや長時間労働による不当な未払い残業であったり、体力の限界まで連日働かせる違法残業であったりすることにより発生する事案が多く、メンタル不全に陥るケースが多く見受けられます。全国一律最低賃金制度を一刻も早く実現し、人間らしく働き、生活できるようにすることです。

4. 最低賃金の引上げに、中小企業への手厚い支援も必要です。

先進国では、1,000～1,500円の最低賃金が実現できているのには国の手厚い支援政策があるからです。日本は2013～2015年の中小企業への支援予算は87億円に対して、お隣韓国では9,800億円、2017から5年間支給、予算を含んでいます。アメリカは8,800億円、フランス2兆2,500億円と桁外れの支援を行っています。日本でも政治が力を発揮して、中小企業支援策を拡充するならば、安心して、最低賃金を引き上げて雇用を守ることができます。

以上、意見陳述させていただきました。

ご清聴ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

最後は、
さんの代理で

陳述をお願いします。

陳述人

と申します。よろしく願いいたします。

労働者の労働条件向上ならびに、最低賃金についてご審議いただく委員の皆様、心より敬意を表します。私ども

は、
と関連職場で働く仲間の労働組合であり、パート労働者など非正

規雇用の仲間が7割を超える労働組合です。私は非正規労働者の代表として、直接仲間の声を反映するために、今年度の地域別最低賃金の改定につきまして、意見を述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大の中、政府は当初、雇用調整助成金の支給額1日8,330円を上限にすることにしましたが、この額は8時間労働の時給換算で1,041円であり、群馬の最低賃金835円より206円高い額です。しかも、8,330円でもあまりにも低すぎるとの国民の声により、15,000円上限に引き上げられることになりました。このことで、群馬の最低賃金835円では、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」が到底できないということが証明されました。

この間、■■■■が加盟する全労連の地方組織が取り組んだ生計費試算調査によると、全国どこで暮らしても、生活に必要な費用はほぼ同じで、25歳単身者で月額22万円から23万円は必要だという結果が出ています。時給に換算すると1,400円から1,500円以上となっています。雇用調整助成金の支給額や、生計費試算調査結果からみても、いまの最低賃金は低すぎるということは明らかです。

今回のコロナ禍で、経済にも大きな影響がもたらされました。そのひとつの要因として、労働者が東京に集中し、一極化していることです。企業が地方に分散していて、日本のどこでも経済活動ができていれば、このような事態は、少しは緩和されたのではないのでしょうか。しかし、そのためにはどこで働いていても賃金格差がないということが大前提になります。埼玉とは91円、栃木とは18円の差があります。■■■■の職場でも、労働力の流出は起きております。

私たちは、たまたま生まれ育った地域によって、賃金に格差をつけられることは、憲法第14条の平等原則の反することだと思っております。

今回のコロナ禍では、医療従事者はもちろんのこと、■■■■で働く労働者も、宅配、店舗、福祉など様々な職場で、日々危険と不安と闘い、私たちの暮らしを守るために疲労と心労の中で奮闘しております。その、なくてはならない多くの方は、パート・アルバイトや派遣などの非正規労働者です。そしてその時給は、ほぼ最低賃金に張り付いております。国民生活になくてはならない業界全体の社会的な地位向上と、そこで働く人の賃金を引き上げていくことが必要です。それには現状では、最低賃金を大幅に引き上げることが最も有効だと思います。

一方で、休業を余儀なくされた非正規労働者は、休業補償をされ

ても、もともとの賃金が低いため、さらにその6割という低額支給となっています。1か月150時間働いていたとして、時給850円の場合には、月額で76,500円、時給6割換算510円にしかありません。休業補償があったとしても、とても生活できる金額ではありません。今の日本は社会保障が貧弱であり、賃金に頼って生きていかななくてはならないのですから、最低賃金を大幅に引き上げる必要があるのです。

商工会議所や企業団体が、コロナ禍を理由とした今年の最低賃金引上げの凍結や抑制を訴えています。しかし、それは経済回復にとって負でしかありません。消費を回復させ向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。

パートやアルバイトなど、かつては家庭の補助的労働といわれてきましたが、現在ではそうではなく、一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。賃金が上がれば、貯蓄ではなく消費に回することは確実です。

有効な中小企業支援対策の実施と並行しながら、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引上げの審議をしていただくこと期待します。

経済を回復させるために、あるべき最低生計費、またその労働者が働いたら人間らしく暮らしていける最低賃金とは、という視点で、議論を尽くしてください。抑制や凍結ではなく、積極的な最低賃金引上げを、最低生計費調査結果を活用して審議していただくことを願います。

ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

意見陳述者は以上でございます。

これで「意見陳述」を終了いたします。

会長

それでは次に進みます。

議題(1)、「群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会の審議状況等」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。

第1回目の専門部会は、7月28日に開催をしております。

専門部会委員につきましては、「群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会」委員の候補者の推薦に関する公示を行いましたところ、各団体から委員の推薦がございまして、資料1の名簿のとおり任命されました。

	<p>専門部会では、運営方法や運営規程につきまして、ご審議をいただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただ今、群馬県最低賃金専門部会の状況について説明がありました。質問等がございましたらお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">【質問等なし】</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、次に議題（２）、「中央最低賃金審議会の目安答申の伝達」について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。資料２をご覧ください。</p> <p>7月22日に中央最低賃金審議会長から厚生労働大臣に対して、「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について」、答申が行われました。これについて、説明させていただきます。</p> <p>答申は、答申文と別紙1、別紙2からなっております。</p> <p>令和2年度の地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し、意見の一致をみるに至りませんでした。</p> <p>中央最低賃金審議会としては、地方最低賃金審議会における審議に資するため、目安に関する公益委員見解及び目安に関する小委員会報告を提示する、としております。</p> <p>提示されました目安に関する公益委員見解は、「令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による、現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも、雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当、との結論を下すに至った。</p> <p>目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。」となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>事務局より、中央最低賃金審議会の目安答申について、説明があ</p>

りました。

中央最低賃金審議会の目安答申について、労使委員それぞれの考えがあるかと存じますので、お聞きしたいと思います。

それでははじめに、労働者側からお願いします。

労働者委員

労働者側委員の■■■■です。よろしくお願いいたします。

労働者側の意見として、私からまず発言をさせていただきます。

最低賃金は、日本経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、そして地域産業の持続性を支える上でも非常に重要な役割を果たしているものと考えております。

今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは、社会不安を増大させ、格差を認めることと同様であると考えております。

雇用の確保と、企業の持続性担保をすることが、現下の最重要課題であることは、認識はしておりますが、このことと最低賃金の引上げの重要性は分けて考えるべきと思っております。

これまで政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げておりましたが、この流れを止めるべきではないと考えております。

最低賃金近傍で働く人が、将来自立した生活を送るためにも、本審議会で前進的な決着が図られるよう論議をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。

労働者側、続けてお願いします。

労働者委員

はい。労側委員の■■■■です。

最低賃金として設ける金額は、当然に健康で文化的な最低限度の生活が送れるものでなければならず、社会的な労働者へのセーフティネットとして、重要な位置づけにあります。

最賃最高額の東京でも、年間2,000時間働いたとしても、年収200万円程度であります。群馬においては、最賃は835円、年収にして170万円に届かないのが現状であり、短時間労働や、子供の見守り負担が増している現下のひとり親世帯にとって、状況は深刻であります。

今年の春闘では、組織労働者の多くは4月から賃上げが実施されております。しかし、労働組合がなく、労使交渉の機会すらない非組織労働者、特に最低賃金近傍で働く者は、将来への不安を払拭し、安心感を醸成できるよう、暮らしの底上げに直結する最低賃金の引上げが必要であります。

	<p>是非、使用者側委員の皆様のご理解をお願いしたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>労働者側から、他ありますか。はい、■■■■委員お願いします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>労側委員の■■■■です。</p> <p>私からは、コロナ禍でも懸命に働き続けた労働者について申し上げます。</p> <p>今回のコロナ禍では、業種によって休業を実施せざるを得ない企業もあり、業績への影響もあるものと認識しております。</p> <p>このような中、社会機能を維持するために欠かせない業種である医療や介護、インフラ、生活用品の製造、スーパー、物流などを担うエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、休むことなく日々感染の不安と闘いながら、仕事を続けてきております。</p> <p>これらに従事する労働者は、パートや短時間、有期で働いている方々が多いといわれており、そういった方々の賃金は、もともと地域相場に影響を受けやすい傾向があることから、最低賃金近傍で働く人も少なくありません。</p> <p>緊急事態宣言下の中で、感染のリスクと恐怖と闘いながら、懸命に働き続けてきた労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げは不可欠であります。</p> <p>今年度も引き続き最低賃金の改善に取り組む必要があると認識しておりますので、使側委員の皆様にはご理解をいただき、前進が図れるよう進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>労働者側から、他ありますか。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>労側委員の■■■■でございます。</p> <p>地域別最低賃金は、生活保護に係る比較との整合性に配慮が盛り込まれた最低賃金法改正以降は、従前に比べれば大幅な引上げというものが続いております。</p> <p>平成25年度以降の7年間で、全国加重平均で152円、昨年度27円増の901円に引き上げられましたけれども、それでは全ての働く者のセーフティネットとしては、依然不十分であると言わざるを得ない状況だと認識をしております。</p> <p>また、2017年連合リビングウェイ調査によれば、すべての都道府県で単身者が生活するには、時給900円以上、Aランクで</p>

は時給980円から1,120円以上必要である。1,000円はあくまで生活できる水準への通過点に過ぎないとされております。

このことから、コロナ禍の影響も当然認識はしておりますけれども、連合の掲げます、誰もが時給1,000円の早期実現に向けて高卒初任給との均衡も考慮のうえ、絶対水準を重視した引上げを目指していきたいと考えております。

何卒、使側の委員の皆様にもご理解をお願いしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

会長

はい。■■■■委員、申し上げます。

労働者委員

はい。労側■■■■でございます。

よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、経済・雇用・労働者の生活への影響や、また今後の感染症の動向が不透明であることから、県内の経済活性化に向けて、人材・雇用の確保が重要だと考えております。

しかしながら、先ほどの陳述にもありましたが、地域間格差によりまして、地方から隣県や都市部へ労働力が流出してしまっている。加えて、今回のコロナ禍は、大都市への労働力集中による経済の一極集中と、感染リスク増大という弊害を明らかにしました。

これらを踏まえまして、ランク間格差縮小に向けて、引き続き格差是正を図ることが重要であると考えております。

また、最低賃金近傍で働いている方の多くは、有期・短時間・契約または派遣社員などで、雇用者全体の4割を占めておりまして、外国人労働者についても増加傾向にあり、働く者の多様化が進んでおります。

持続可能な社会を実現していくためには、働く者の労働条件改善を図り、人への投資によりモチベーション維持・向上させていくことが重要であるとも考えております。

地域別最賃が低いことで、働き手を確保できない地域となってしまうようなことのないように、引上げを求めていきたいと考えております。

また、中央で整理されました、地域の経済、雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見を勘案しつつ、この考え方を考慮いただきまして、総合的な判断の中で、結論を導き出していただきたいと考えておりますので、是非、使用者側委員の皆さまのご理解をお願いしたいと思っております。

<p>会長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、使用者側の皆様のご意見をお聞きしたいと思えます。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。■■■■でございませう。</p> <p>今、3団体の労働組合の皆様方の意見陳述、そして今、労側委員の皆様のご意見をお聞きした上で、私ももっともだという個人的な意見は持っております。</p> <p>可能であれば、もちろんお応えしたいと思えますが、ただ、先ほど事務局から説明があったとおり、今年の中央が示した目安につきましては、公益の先生方のご意見もありまして、雇用の維持が最優先、そして、現行水準を維持することが適当、また、地域経済、雇用の実態を見極め、適切な審議を希望する、というご見解を示されております。</p> <p>これは、新型コロナウイルスの影響で、先が見えない経済状況が、今足元でも続いている、そういう状況から示されたご見解だと思っております。</p> <p>雇用の維持、これは会社を経営する上では、重要な使命、任務だと思っております。昨年まで我々使側としましては、中央の目安を十分に尊重し、そして議論し、交渉を重ねてまいりました。今年、同様に中央がお示した目安を尊重しながら、群馬県内の経済、特に雇用の実態を十分に見極めた上で、慎重に議論を重ねてまいりたいと思えます。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>使用者側からご意見ございましたらお願いします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>■■■■でございませう。</p> <p>ただ今、■■■■委員の方からもお話がありましたとおり、目安をいつも尊重してまいりましたので、今年度も同様に中央の目安を尊重して、本当は尊重しないで、厳しいですから少し下げてもらいたいぐらいの感情を持っているのですが、そこをしっかりと肝に据えて真摯な議論をさせていただきたいと、そんなふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p>

	<p>使用者側から、他、ご意見ございますでしょうか。</p> <p>【意見なし】</p>
会長	<p>改めまして、労働者側から、ご意見ございましたらお願いします。</p> <p>【意見なし】</p>
会長	<p>公益委員からは、いかがでしょうか。</p> <p>【意見なし】</p>
会長	<p>他、全体として、発言がございましたらお願いします。</p> <p>【特になし】</p>
会長	<p>それでは、今後、専門部会で具体的な審議をしていただきますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>【異議なし】</p>
会長	<p>それでは事務局より、他に説明がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>それでは、提出させていただいております資料について、ご説明させていただきます。</p> <p>資料3をご覧ください。最低賃金の意見の公示により提出されました、意見書の写しでございます。</p> <p>(1)は、「XXXXXXXXXX」から提出された、「最低賃金の改善を求める意見書」でございます。</p> <p>(2)は、「XXXXXXXXXX」から提出された、「最低賃金の改善を求める意見書」でございます。</p> <p>(3)は、「XXXXXXXXXX」から提出された、「2020年度の地域別最低賃金額の目安審議にむけた意見書」でございます。</p> <p>(4)は、「XXXXXXXXXX」から提出された、「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書」でございます。</p> <p>(5)は、「XXXXXXXXXX」から提出された、「最低賃金の大幅引き上げを求める意見書」でございます。</p>

次に、資料4は、「 」から提出された、「中央最低賃金審議会の目安についての答申を踏まえての最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める要請書」でございます。

資料5は、「 」から提出された、「最低賃金の今すぐ、どこでも、1,000円以上への引き上げ、実効ある中小企業支援策を求める要請書」、署名1,425筆の表紙の写しと、署名の用紙でございます。

提出されました署名は、会長の前に置かせていただいております。

次に、資料6でございます。

当局作成の令和2年6月分の労働市場速報でございます。

次に資料7には、「前橋財務事務所」作成の、「最近の県内経済情勢」を予定しておりましたが、発表が当初より遅れまして、8月4日になるとのことでございます。

発表され次第、委員の皆様には、メールにてご提供させていただきます。

申し訳ございませんが、よろしくお願いたします。

次に資料8でございます。次の議題の「特定最低賃金改正決定にかかる申出書」でございます。

資料9は、「経済財政運営と改革の基本方針2020について」の抜粋でございます。

最後に資料10でございます。「 」から提出された、「群馬県において、事業者支援制度の充実を図りつつ、地域別最低賃金制度に捉われずに、最低賃金の引上げを求める申入書」でございます。

これらの意見書、要請書、申入書及び署名につきましては、既に厚生労働省に報告いたしております。

以上が本日の資料でございます。

会長

はい。ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

【特になし】

会長

それでは、「意見陳述」や、意見書の意見、及び資料等を十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。

次に、議題(3)「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」、審議を行います。

事務局	<p>まず、事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい。資料8をご覧ください。</p> <p>1件目が、「群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金」でございます。</p> <p>2件目が、「群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金」でございます。</p> <p>3件目が、「群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」でございます。</p> <p>4件目が、「群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金」でございます。</p> <p>これらの特定最低賃金4業種について、改正決定の申出がございました。</p> <p>それぞれ申出の要件となっております、「基幹的労働者の概ね3分の1以上の『労働協約』又は『合意』が必要とされている」ことを満たしておりますので、局長より諮問させていただきます。</p> <p>諮問文を丸山労働局長から会長にお渡しいたします。</p>
労働局長	<p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【局長より会長へ諮問文手交】</p>
会長	<p>ただいま、局長から諮問をお受けしました。</p> <p>これにつきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、諮問文の写しを、委員の皆様にお配りいたします。</p> <p style="text-align: center;">【諮問文（写）を各委員、傍聴人に配付】</p>
事務局	<p>諮問文を読み上げさせていただきます。</p> <p>なお、「鉄鋼」のみ諮問文の全文を読み上げさせていただきます。ほかの3件につきましては、標題のみに省略させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【諮問文朗読】</p>
事務局	<p>特定最低賃金の改正決定につきましては、労使のイニシアティ</p>

	<p>ブによるものであること、関係労使の合意が基本となること、とされております。</p> <p>日程の関係もございますので、次回の本審において必要性の有無をご審議いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、議題の(4)、「その他」について、事務局より説明がありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にございません。</p>
<p>会長</p>	<p>本日の議事は以上ですけれども、全体として、ご意見等がございましたらお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>それでは特に無いということでございますので、「第436回群馬地方最低賃金審議会」を閉会とさせていただきます。</p>